令和2年 第2回臨時会

屋久島町議会会議録

令和2年2月10日 開会 令和2年2月10日 閉会

屋久島町議会

令和2年第2回屋久島町議会臨時会会期日程

自2月10日・至2月10日(1日間)

月 日	曜	会議別		i.		程	
2月10日	月	本会議	○開	会			

令和2年第2回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和2年2月10日

令和2年第2回屋久島町議会臨時会議事日程(第1号)

令和2年2月10日 (月曜日) 午前10時開議

- ○日程第1 会議録署名議員の指名
- ○日程第2 会期の決定
- ○日程第3 議案第1号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事(1工区)請負変更契約 の締結について
- ○日程第4 議案第2号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事(2工区)請負変更契約 の締結について
- ○日程第5 議案第3号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第7号)について
- ○日程第6 議案第4号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) について

- ○閉会の宣告
- 1. 本日の会議に付した事件
 - ○議事日程のとおり

1. 出席議員(14名)

議席番号 氏 名 議席番号 氏 名 眞 1番 邉 真 紀 君 2番 相 良 健一郎 君 3番 岩 鶴 美 君 4番 村 君 山 上 富士高 5番 大 角 利 成 君 6番 渡 邊 千 護 君 樹 7番 石田尾 茂 君 8番 榎 光 德 君 君 10番 日 髙 好 作 11番 下 野 次 雄 君 12番 岩 Ш 俊 広 君 13番 寺 猛 君 田 修 君 14番 高 橋 義 友 君 15番 岩 Ш 司

1. 欠席議員(1名)

9番 真邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩 Ш 茂 降 君 議事調査係長 鬼 塚 晋 也 君 乃 議事調査係 長 井 綾 君 議事調査係 真 辺 敬 吾 君

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名 氏 名 職 名 氏 名 町 長 荒 耕 治 君 育 長 塩 川 博 君 木 教 文 会 計 課 町 岩 長 Ш 浩 君 佐々木 昭 子 君 兼会計管理者 総務課長 (併任) 鎌 田 勝 嘉 君 政策推進課長 本 薫 君 松 選挙管理委員会事務局長 観光まちづくり課長 町民課長 邦 竹之内 大 樹 君 日 髙 義 君 健康長寿課統括係長 福祉支援課長 寺 和 寿 君 渡 邊 郁 夫 君 田 (健康・保険担当) 産業振興課長 (併任) 生活環境課長 矢 野 和 好 君 鶴 洋 治 君 田 農業委員会事務局長 建設課長 髙 君 電気課長 賢 君 成 次 日 塚 田 監査委員事務局長 地域住民課長 上 釜 裕 君 岩 Ш 茂 隆 君 計 教育振興課長 屋 正 人 君

△ 開 議 午前10時00分

〇議長(岩川修司君)

おはようございます。ただいまから令和2年第2回屋久島町議会臨時会を開会します。 これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(岩川修司君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、上村富士高君、6番、 渡邊千護君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

〇議長(岩川修司君)

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(岩川修司君)

異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日1日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 議案第1号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事 (1工区)請負変更契約の締結につ

いて

△ 日程第4 議案第2号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事 (2工区)請負変更契約の締結につ いて

〇議長(岩川修司君)

日程第3、議案第1号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事(1工区)請負変更契約の締結についてから、日程第4、議案第2号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事(2工区)請負変更契約の締結についてまでの2件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

〇町長 (荒木耕治君)

おはようございます。

令和2年第2回屋久島町議会臨時会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、契約案2件、補正予算案2件の計4件であります。 それでは、議事日程に従いまして、議案第1号から議案第2号について御説明いたします。

まず、議案第1号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事(1工区)請負変更契約の締結についてにつきましては、令和元年第2回屋久島町議会定例会において議決された議案第54号の契約について、当初、防波堤第1函目の補修及び第5函目の撤去を計画しておりましたが、現地再調査の結果、第1函目のケーソンの損傷が想定より拡大していることが判明し、現在設計中であり、第1函目の補修については、新たに3工区により行うこととしたため289万1,756円を減額し、総額を2億1,146万7,000円にする請負変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第2号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事(2工区)請負変更契約の締結につきましては、令和元年第3回屋久島町議会定例会において議決された議案第77号の契約について、当初、第5函目のケーソンを製作し、串木野漁港に係留する計画でありましたが、冬場の波浪等により損傷を防止するため、今回、鹿児島市の谷山港に仮置きすることとしたことにより、ケーソン係留時に使用する上ぶた設置が廃止となるため133万7,369円を減額し、総額を1億2,596万9,000円にする請負変更契約を締結しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(岩川修司君)

町長の提案理由の説明をいただきました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〇1番(眞邉真紀君)

両議案について質問いたします。

契約変更理由書の中で、変更内容が、記載が非常に乏しいですね。「別紙のとおり」 というふうに書かれているので、きょう、その別紙というのが、当日配付も遅いなと思 っていたんですが、これ、平面図しか配られていませんでした。

口頭で、町長が1 函目の損傷が思ったよりも激しかったとおっしゃってて、それを 3 工に回すということなんですよね。その理由をこの変更理由書に書いていただかない と変更理由に値しないと思うんですよ。これ、理由書に記載がなくて、どこか別に記載 があるんですか。もし、どこか別に記載があれば、この変更理由書の中に記載をしない と、これ、公文書として成り立たないと思うんですね。その点いかがですか。

〇建設課長 (日髙一成君)

ただいまの御質問に対して説明します。

変更理由は、今、町長が説明したのは、大まかなやつでちょっと説明した次第です。 今、眞邉さんのおっしゃった変更理由書は、1枚で非常にこう、何というのかな、た くさんのことが書かれていまして、僕の判断で、今、その理由書はつけなかった次第で す。

この、今、説明した、第1函目の損傷というのは、非常に額として大きかったものですから、それで、この説明にかえた次第です。今の理由書はちゃんとありますので、また後もってお示しできればいいと思います。理由書はちゃんとあります。

〇1番(眞邉真紀君)

今、この予算を承認するに当たって、後もって、その変更理由をお聞かせくださっても、何の意味もないわけですよ。どれだけ膨大な資料なのかわかんないですけど、やっぱり、それ、御提示いただかないと、3区目にどんだけのまた莫大な費用がかかるのかっていうのは目に、今、見えないわけですよ。概算で一体幾らなのかっていうのもお示しいただかないと、今回、この理由書が来たときに、単純に減額だから、まあ、いいんだろうと思いました。ただ、それが損傷が激しいがために、その工事を後に伸ばしたという減額であれば、やっぱりそれなりの、どれぐらいの損傷なのか、面積ですね、範囲、示していただくのが普通だと思います。この図面では全然わからないですよ。予算の承認って、そんな簡単なものじゃないですよ。明確に記載をして先に提示をいただくように、議案書を配るときに、よろしくお願いします。

〇議長(岩川修司君)

ちょっとしばらく休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時30分

〇議長(岩川修司君)

休憩前に引き続き再開をいたします。 先程の質疑に対し、答弁を求めます。

〇建設課長(日髙一成君)

まず、第1工区の件なんですが、今、示しているとおり、工事の指示内容のとおりで、ケーソンの取り壊しからその基礎の部分の塗り固め、基礎ブロック関係の製作据えつけとか、その段階では目に見えないところが結構、再調査の段階で出てきたことにより、

多数の変更が生じております。

先程も言いましたように、一番大きいものがこの第1函目の防波堤、ケーソンの補修 ということでなっておりましたので、最初の答弁ではケーソンの補修ということでしか、 答えなかった次第です。

終わります。

〇議長(岩川修司君)

質疑ありませんか。

〇1番(眞邉真紀君)

正当な理由があって変更の契約、出していると思うんですね。この理由書を先に提示 していただいて、私たちがきちんと読んで、議会に参加できるように御配慮、お願いし ます。正当な理由だと思うんですよ。

この第1函目の工事は当初予算には上げられているのか上げられていないのか、もし上げられていないとしたら、見込み、令和2年度に上がるのか、それとももっと持ち越しになるのか、先に延ばされたときに、この港自体が、防波堤が大丈夫なのかっていうことも含めてお伺いしておきたいです。

〇建設課長(日髙一成君)

第1函目の件につきましては、4枚目の図でありますように、左下の、当初、赤いところだけ補修する予定だったんです。今回、再調査で黄色部分が破損しているということが確認されまして、今、この、赤と黄色のところを一緒にまとめて修復するような、今、設計を行っているところです。

予算については、当初予算でこの赤い部分をということで、計上はしておりました。 今、防波堤は大丈夫なのかということなんですが、今、2工区のほうで第5函目の ケーソンを製作中で、今、現場としてはここの5函目が今ない状態です、防波堤として は。これを、ケーソンを製作して鹿児島から持ってきて、完全に修復するということを、 台風前の7月ぐらいにはもう完了して、防波堤が機能するような計画で今3工区のほう を発注準備をしている次第であります。

以上です。

〇議長(岩川修司君)

ほかに質疑ありませんか。

〇11番(下野次雄君)

課長、今、第5函がない状態ですという話をされましたけども、この机の上じゃ全くわからん、見えてこないんだよね。ですから、そういうのを出すときには、見取り図みたいなのがあって、第1函、第2、第3、第4、第5というような見取り図も添えてもらわないと、ここでどうのこうの言うてみたって、現場で行っているわけでも何でもな

いわけですから、そこら辺までの配慮をしていただければというふうに思っています。

〇建設課長(日髙一成君)

了解しました。次からは、施工前、施工後というのをわかりやすく示すように配慮したいと思います。

以上です。

〇議長(岩川修司君)

ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(岩川修司君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第1号から議案第2号までの2件は、 会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたし ます。

お諮りします。

議案第1号から議案第2号までの2件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(岩川修司君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第2号までの2件は、委員会の付託を省略すること に決定をいたしました。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第1号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事(1工区)請負変更契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(岩川修司君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事(1工区)請負変更契約 の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(岩川修司君)

異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事(2工区)請負変更契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(岩川修司君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事(2工区)請負変更契約 の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(岩川修司君)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第3号 令和元年度屋久島町一般会計補正予 算(第7号)について

△ 日程第 6 議案第 4 号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)について

〇議長(岩川修司君)

日程第5、議案第3号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第7号)についてから、日程第6、議案第4号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてまでの2件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

〇町長 (荒木耕治君)

次に、議案第3号及び第4号について説明いたします。

議案第3号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第7号)につきましては、歳出 予算の主なものは人件費の調製のほか、総務費では、ふるさと納税に係る返礼品を含む 手数料、だいすき基金積立経費、公共施設整備基金積立経費などを、教育費では、小中 学校空調設備設置に伴う保安管理及び電気引き込みに係る経費などを計上いたしました。 財源としましては、寄附金、基金繰入金を計上し、歳入歳出それぞれ1億5,000万円 を追加し、予算の総額を115億7,035万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第4号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳出予算において人件費、修繕料などの増額を予算組み換えにより調製しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(岩川修司君)

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〇1番(眞邉真紀君)

幾つかございます。順番に申し上げます。

一般会計の7ページ、総務費で、地域活性化対策費の役務費が5,000万円、こちらが何なのかという説明をお願いしたいのと、あと町長に2点問います。

今年度の一般会計に大きくかかわる部分だと思うんですが、シルバー割引の差額を今年度予算の分は申し入れをすると議会で答弁されていました。その見通しがどうなのか、もう答弁されてから既に一月が過ぎています。今年度も残りわずかです。金額がいつごろ確定して、記者会見をし、その後、いつごろに今年度予算に戻し入れるのか、その見通しをお示しください。

もう一点、旅費着服問題に係る経費、旅費着服や収賄疑惑について、代理人、弁護士 を複数立てておりますが、その費用は私費なのか、それとも公費なのか、お聞かせくだ さい。

そして、また、その相談を公務出張に絡めてやっている可能性があるというふうな指摘もありますので、それについて出張と絡めてやっているのか、完璧に分けてやっているのか、お示しください。

こちら、総務課長に聞きます。次は総務課長に聞きます。

2月8日の南日本新聞で、町長が65歳以上になってから正規運賃、航空運賃を正規運賃で買っていたということに関して取材を受けたときに、それはなぜかと聞かれたときに、警察の調査に支障が出ると回答されたようですが、議会ではそれを答えないわけにいかないと思うので、65歳になられてから、正規運賃で買い続けていた理由をお聞かせください。これ、今後の経費削減にも大きくかかわってくると思うんですね、一般会計に大きくかかわってくると思うので御質問します。よろしくお願いします。

〇議長(岩川修司君)

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

〇観光まちづくり課長(竹之内大樹君)

ただいまの真紀議員の御質問にお答えいたします。

7ページの目の地域活性化対策費の1億5,000万円のうちの役務費の5,000万円ですけども、6ページの歳入で指定寄附金ということで1億円増額をしております。これを役務費で返礼品とか、それから返礼に対する送料、手数料ですね、これの約50%ということで5,000万円を予算計上させていただきました。

以上です。

〇町長(荒木耕治君)

今年度分に関しては、今、精査をしております。ですから、年度内には今年度のもの はきちんと精査をしたいというふうに思っております。

それと、今、あとの分に関しては、JALからの証明書が、きょうの段階まで弁護士 事務所に届いてないということでございますので、それは届き次第、早急に精査をして 返還をしたいというふうに思っております。弁護士代は全くの個人の負担であります。

公務出張についてという、それに関連してということですけども、先日、1回だけ検察庁に行ったときに、公務の帰りで検察庁に寄ったのがあります。ですから、今後、そういうことのないようにきちんと個人は個人でやっていきたいというふうに思っています。

〇副町長(岩川浩一君)

お尋ねの新聞報道の件でありますけども、現在、鹿児島、屋久島警察署並びに鹿児島 県警本部、県警ですね、の捜査を受けております。それはもう職員も含めて、私も含め て捜査中でございまして、最終的なまだ捜査が完了していない段階でありますので、警 察からも捜査にかかわりのある内容については差し控えるようにという話をいただいて おりますので、そういう説明をしてきたところであります。

ただ、議会において、今、質問がありましたので、今、議会には、そういう話というのは警察から聞いておりませんので、きちっと答える義務があるというふうに認識をしておりまして、今現在わかっている範囲でお答えをしたいんですが、今、町長の旅費の作成については、職員がこの間にかわっておりますので、前任の担当の職員も含めて内部で聞き取り調査をいたしました。

そして、御指摘の町長の65歳になる年齢、その当時から普通料金に切りかわっている というお話でありますが、ずっと過去の経緯を調べてみますと、屋久島町になってから 町長の旅費は基本的には普通運賃で、前任の町長も含めてですけども、普通運賃でつく るというのが基本でございました。

ただ、町長の旅費の日程があらかじめわかっていて、その日程について追加が入って

こないというのがはっきりしている出張については割引、先に買う割引ですね、そういうもので買っていた例もございます。ですから、普通運賃と、そういう先得割引で買う 旅費は、現荒木町長の場合は半々であったというふうに認識をしております。

ただ、御指摘の時期、これは平成27年の5月に鹿児島県離島振興協議会の会長に就任をし、さらに、その翌月、平成27年の6月には全国離島振興協議会の副会長に就任をしております。そのことを含めて、全離振の副会長というのは、国会陳情等、各省庁との折衝事項がついてまいりますので、変更のできない切符であると非常に不便を生じるということ等がございまして、この時点から普通運賃に切りかえたという経緯がございます。

その旅費については、全国離島振興協議会関係の旅費については全額本部から、全離 振の東京の事務所からかかった経費について全額振り込みが、補塡がございますので、 そういう措置をしてきたという経緯がございます。

それから、平成26年の8月3日に口永良部島が第1回目の爆発を行いまして、結果的に平成27年の5月29日に2回目の爆発で全島避難という経緯があるわけですけれども、これの通常の出張についても、口永良部島の状況等をきちっと、何といいますか、常時備えるといいますか、非常時体制がずっと26年の8月から続いておりましたので、町長のその他の出張についても、すぐ日程変更ができるような通常運賃で出張をしていただいたという経緯、経過がございます。

現時点で、我々が調査でわかっている内容は以上のとおりでありますので、さらに調査をして、きちっともう少し深く説明ができる部分は、説明を今後していきたいというふうに考えております。

以上です。

〇1番(眞邉真紀君)

詳細にありがとうございます。

基本的に正規運賃で購入すると、不測の事態に備えてですね。わからなくもないんですけれども、実際に正規運賃で買ったチケットを、そういう予定の変更で払い戻したことが何回ありますか。というのと、あと全国離島振興協議会の会長であります荒木町長はよくその出張で東京に行かれてますよね。全国離島振興協議会の旅費規程を御開示くださいと、離島振興協議会の事務局のほうにお願いしたら、情報公開の範囲にないということで断られました。それ、旅費規程をぜひ見せていただきたいんです。全国離島振興協議会の会長として、ぜひ屋久島町の議会に開示していただけないかなと思います。その答えをお聞かせください。

〇町長(荒木耕治君)

口頭ではなくて、文書でいただければ出すというふうに事務局は言っております。

〇議長(岩川修司君)

ほかに質疑ありませんか。

「発言する者あり〕

〇議長(岩川修司君)

何回あったのかとかですね。副町長で構いませんか。

〇副町長(岩川浩一君)

先程申し上げました、職員が何人かかわっておりますので、旅費を作成する職員がですね。その経過をお聞きする中で、割引を買った切符で行ったときに、急遽、国会陳情が入って、それを払い戻して新しい切符を買ったところ、かなり多額の出費があったと、割引手数料が非常に大きいもんですから、そういう経過が何件かございまして、通常料金に変えたという話を、内部調査の中でそういう聞き取りをしております。

〇議長(岩川修司君)

ほかに質疑ありませんか。

〇6番 (渡邊千護君)

済みません。今、眞邉議員の関連で1点だけ。

町長がシルバー割引を認めてから記者会見があったんですけども、その際に、シルバー割引を、その後、東京に複数回、出張に行っていると思うんですけれども、シルバー割引をもし使えれば、本年度の予算の削減にもなるとは思うんですね。これもシルバー割引を利用して今年度の予算に戻し入れるという議会答弁がありました。町長が答弁をしております。

その後も、当然、シルバー割引を利用して旅費の戻し入れ、精算をすべきと、多くの住民の声がもちろん、上がってきております。今は閑散期でシルバー席は十分あいてございます。であれば、もちろん、シルバー割引を利用して、その差額を町に入れていただくというのが理想でございますが、今はどうされているかを聞きたいです。

〇町長(荒木耕治君)

次の鹿児島から、あるいは東京、大阪、鹿児島発着の分に関しては、シルバー割引を して精算をしようというふうに思っております。

〇6番 (渡邊千護君)

じゃあ、今はまだ行っていない、今からしようと思っているんですね。しっかりやっぱり反省をしていただいて、これから誠意を見せていただいて、しっかりとやっていただきたいと思います。

〇町長 (荒木耕治君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(岩川修司君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第3号、議案第4号の2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについてを採決します。

お諮りします。

議案第3号、議案第4号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(岩川修司君)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号、議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定を いたしました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第3号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第7号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(岩川修司君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算(第7号)についてを 採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(岩川修司君)

異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(岩川修司君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(岩川修司君)

異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回屋久島町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉 会 午前10時58分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員